



流 情 個 審 答 申 第 3 号  
平成 28 年 1 月 28 日

流山市長 井 崎 義 治 様

流山市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 石井 康晴



行政不服審査法の全部改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における流山市の対応について（答申）

平成 27 年 12 月 15 日付け流総第 102 号で諮問のあった標記の件について、次のとおり答申いたします。

#### 記

平成 26 年法律第 68 号により、行政不服審査法の抜本的改正が行われ、本年 4 月 1 日から施行されます。

改正された行政不服審査法（以下「新法」という。）では、現行の不服申立て手続を審査請求に一元化するとともに、審理の公正性の向上を図るため、新法第 9 条第 1 項本文において新たに審理員制度を設け、処分に関与していない審査庁の職員の中から審査庁が審理員を指名して審査請求に対する審理を行わせ、裁決案を審理員意見書として審査庁に提出させること、これを元に審査庁は裁決案を調製した上、新法第 81 条第 1 項又は第 2 項に規定する附属機関として設置される機関（以下「行政不服審査会」という。）に諮問しなければならないことが原則とされます。その一方、新法第 9 条第 1 項ただし書において、その例外の一つとして、条例に基づく処分について条例に特別の定めのある場合には審理員による審理の適用を除外することができるとされています。これは、新法による原則と同等以上の審査の公正性の水準が確保される場合の適用除外規定と解されます。

流山市の情報公開及び個人情報保護に関する不服申立てに関しては、従来から、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき当審査会において審査を行ってきています。当審査会は、実施機関の諮問に応じて、実施機関に不服の対象となった処分について、その内容を整理した

書類や理由説明書の提出を求め、これに対する意見書を不服申立人に求めた上、必要に応じ口頭意見陳述その他の必要な調査を行い、争点を整理し、各条例の規定に照らし処分内容の違法性・不当性の有無を判断し、答申してきたところです。当審査会は現体制の発足以来既に10年余に及ぶ審査の実績を持ち、その審査手続も新法の適用除外規定の求める水準を満たしているものと考えます。

以上のことから、情報公開及び個人情報保護に関する審査請求に対する審査については、新法の適用除外規定により現行の審査手続を維持することが妥当と考えます。

なお、行政不服審査会と当審査会の統合については、現行の流山市情報公開・個人情報保護審査会条例が定めている当審査会の機能が損なわれないよう十分な配慮を求めます。